

議案第 5 2 号

令和 2 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

令和 2 年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 1 表繰越明許費」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾整備事業費	2 整備費	東扇島コンテナ事業	千円 479,482
		東扇島施設事業	29,000
合	計		508,482